

## 富山県地域包括ケアシステム推進会議設置要綱

### (目 的)

第1条 医療、介護、介護予防、生活支援、住まいに関わる関係者が協働・連携して、富山県の地域性に即した効率的かつ効果的な地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進するため、富山県地域包括ケアシステム推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 地域包括ケアシステムを支える地域づくりに係る企画に関すること。
- (2) 介護予防・生活支援・高齢者のニーズに応じた住まいの取組みの企画に関すること。
- (3) 地域包括ケアシステム構築に向けた取組みの推進及び調整に関すること。
- (4) その他、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みの推進に関すること。

### (委 員)

第3条 推進会議は、知事及び地域包括ケアシステム推進に関わる関係者等のうちから知事が委嘱する委員 25 人以内をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は知事とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会議を進行する。
- 4 会長が出席できないときは、副会長がその職務を代理する。

### (会 議)

第5条 推進会議は、知事が招集する。

- 2 推進会議は必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (任 期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の次の年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (事務局)

第7条 推進会議の庶務は高齢福祉課において処理する。

### (雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず平成27年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。